

令和7年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和7年5月1日(木) 午後6時30分から午後7時15分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者（敬称省略）

宮本 真由美、渡邊 洋路、越智 琢司、村松 晋、勝山 格、斉藤 博、古田 光子、
横山 宏

（欠席者 赤坂 勇介）

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条の2各号（被保険者、保険医、公益代表）
に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、佐々木住民課長、西嶋保健課長、宮北健康推進係長
国保医療係：宮下、佐々木（駿）、土谷、津川

4 飯田町長より諮問及び挨拶

（諮問）

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

（挨拶）

ただいま諮問させていただきました。

今回の改正につきましては、法律の改正に伴う課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しによる算定方法の改正ということになります。これまでも、法改正の際には、国民健康保険税条例の改正を行ってきたところでありまして、皆様方のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（飯田町長退席）

5 会 議

① 開会

（宮下係長、津川主査より自己紹介）

（斉藤会長）

皆さん、こんばんは。第1回の運営委員会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日は議事として、報告事項と先ほど諮問のあった国民健康保険税条例の一部改正案が用意をされておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども会議に入らせていただきます。

② 会議録署名委員の指定

（斉藤会長）

初めに会議録署名委員の指名について事務局からお願いします。

(佐々木課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしており、今回は、横山委員と渡邊委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(斉藤会長)

それでは横山委員と渡邊委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

ご説明に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

資料として、議案書、資料1-1、資料1-2を配布させていただいておりますが、お手元の資料に不足がありましたらお申し出ください。

それでは、報告第1号「令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」ご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに、令和6年度歳入の決算見込みについてであります。上段の歳入予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が29億4,464万7千円に対しまして、決算見込額③の欄の計が28億2,761万3千円、比較増減③-②の欄の計、1億1,703万4千円減の決算見込みであります。

次に2ページをご覧ください。

歳出の決算見込みについてであります。歳出予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が、29億4,464万7千円に対しまして、決算見込額③の欄の計が28億1,442万8千円、比較増減③-②の欄の計、1億3,021万9千円減の決算見込みであります。

歳入・歳出における主な増減理由についてであります。はじめに2ページ、歳出予算総括表の上から2つ目の「2 保険給付費」につきましては、被保険者数の減等により、主に療養給付費が抑えられ、比較増減③-②の欄に記載のとおり1億2,874万円と大きく支出の減となっております。

これに伴い、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、1ページの、歳入予算総括表の上から2つ目の「2 道支出金」においても、比較増減③-②の欄に記載のとおり1億2,180万7千円と大きく収入の減となっております。

このほか、歳入予算総括表の「1 国民健康保険税」については、当初予算額①の6億5,907万7千円に対して、3月補正後の②の予算額6億4,007万7千円、比較増減②-①は、1,900万円の減であります。3月補正予算において、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が当初予算額から減収となる見込みでありましたことから、国民健康保険税の減額補正を行うとともに、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行うため、上から4つ目の「4 繰

入金 2 基金繰入金」に追加したものであります。

なお、歳入面におきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となる見込みでありましたことから、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行ったことにより、結果として2ページの左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は1,318万5千円の余剰となる見込みであります。

この剰余金の取扱いにつきましては、国への返還金を除いた額を国民健康保険基金へ積立てし、令和12年度から実施予定の「保険料水準の統一」による影響などを見据え、庁内でも十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の報告第2号に移りたいと思います。

(2) 報告第2号 令和6年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

報告第2号「令和6年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」ご説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

上の表の「特定健康診査及び特定保健指導実施率」の表の黒い太枠をご覧ください。

左の欄に記載しております特定健康診査の実施率は、令和7年2月末現在となりますが、45.01%と、前年度と比較いたしますと、3.33ポイントの減であります。

下の表が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、中段あたりの右端に太枠で囲っている令和6年度の目標値50%を下回る見込みとなっております。

令和6年度は、受診率向上に向けて例年実施しております国保データベースシステムの独自分析を活用した受診勧奨通知に加え、集団健診受診履歴、個別特定健康診査受診履歴、任意受領データ提供履歴から対象者を抽出し、個別に保健師による電話勧奨を実施しております。また、新聞折り込みチラシによる周知の増回を図り、費用対効果の高い任意データ受領提供における普及啓発への取組みも行っております。その一方、これまで健診受診習慣のあった対象者の後期高齢者医療制度への加入移行、任意受診となる人間ドックとの併用受診による特定健診受診者数の減少が目標値を下回る要因となったものと捉えております。

次に、上段の右の欄に記載しております特定保健指導実施率は、令和7年2月末現在となりますが61.05%と、前年度と比較いたしますと、2.85ポイントの増であります。

下の表の下段あたり右端に太枠で囲っている令和6年度の目標値の60%を上回る見込みとなっております。

令和6年度においては、今年度より個別特定健康診査による特定保健指導対象者への個別勧奨を積極的に実施したことで、前年度と比較するとポイント増となっており、目標値を上回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図るとともに、特に、若年世代の受診率が低い傾向にあるため、同世代の受診習慣に結び付くような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和6年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の報告第3号に移りたいと思います。

(3) 報告第3号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

報告第3号「令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」ご説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。

令和7年度の幕別町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ総額は、28億5,843万3千円、前年度の当初予算額と比較して、7,539万5千円減、率にして2.6%の減であります。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。

「1 総務費」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

前年度予算と比較しまして、648万3千円の増であります。増加となった主な要因といたしましては、正職員分の人件費の増であります。

次に、「2 保険給付費」であります。

本町における被保険者数や療養等に要する費用を推計いたしました結果、前年度予算と比較しまして、4,150万4千円の減であります。

年間平均の被保険者数となりますが、令和5年度は5,595人、令和6年度は5,406人で、189人の減となっており、令和7年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところであります。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。

こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、3,953万6千円の減であります。

減少となった主な要因といたしましては、北海道全体の保険給付費が減となったことにより、その結果として、各市町村で負担する納付金が減となったものであります。

次に、「4 保健事業費」であります。

前年度予算と比較して、68万7千円の減であります。

令和3年度から市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、レセプト・健診結果等を分析し、糖尿病性腎症重症化予防事業や服薬情報通知事業の医療費適正化事業に取り組んでいるところであり、本年度も同様に国保ヘルスアップ事業委託料として予算を計上しております。

次に、上段の歳入の表をご覧ください。

「1 国民健康保険税」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

社会保険の適用範囲の拡大等により被保険者が減となる見込みでありますことから、前年度予算から480万2千円の減であります。

次に、「2 道支出金」であります。歳出の保険給付費が減となったことに伴い、前年度予算から5,663万9千円の減となっております。

次に、「4 繰入金」であります。前年度予算から1,395万円の減であります。

下の表「一般会計繰入金の推移」をご覧ください。

こちらは、一般会計からの繰入金をそれぞれの区分別にお示しをしたものです。

保険基盤安定繰入金は、低所得者の国民健康保険税の減額分の繰入金で、保険税軽減分と保険者支援分を合わせて予算額1億6,000万円であります。

未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る基礎賦課分と後期高齢者支援金分の保険税軽減分の繰入金で、約160人分として予算額200万円であります。

職員給与費等繰入金は、職員の人件費、事務費に係る繰入金で予算額8,393万4千円であります。

産前産後保険税繰入金は、出産被保険者の産前産後期間の保険税免除分の繰入金で、25人分として、予算額は100万円であります。

出産育児一時金繰入金は、支給基準額50万円の3分の2に相当する額、25人分として予算額830万円であります。

財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者や高齢者が多いなど保険者の責めに帰することのできない事情による保険税の減収等に着眼して、一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置が設けられており、その全額を繰り入れるものであり、予算額1,500万円あります。

これら一般会計からの繰入金合計2億7,023万4千円と本町における納付金額の増額に伴う財源不足分として国民健康保険基金から5,704万7千円、合わせて3億2,728万1千円を上段の歳入の「4 繰入金」の欄に本年度予算計上しています。

今後におきましても、国民健康保険の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者としての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の議案第1号に移りたいと思います。

(6) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

議案第1号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」ご説明させていただきます。

議案書は5ページと資料1-1「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要について」をご覧ください。

今回の改正につきましては、大きく2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けております。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成25年8月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書の中で「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われております。このたび、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

資料1-1の「2 改正内容」の「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」をご覧ください。1つ目は基礎課税額の課税限度額を「65万円」から「66万円」に引き上げるもの、2つ目は後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げるものであります。

次に、課税限度額の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」、「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」の1点目、「基礎課税額の課税限度額の引上げ」をご覧ください。

令和7年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、改正前限度額を超過する212世帯のうち、206世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分1万円×206世帯で206万円の増額、改正後限度額を超過しない世帯が6世帯で影響額は2万5,443円の増額、合わせて208万5,443円の増額となります。

次に「後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ」をご覧ください。

令和7年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、改正前限度額を超過する186世帯のうち、167世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分2万円×167世帯で334万円の増額、改正後限度額を超過しない世帯が19世帯で影響額は17万7,759円の増額、合わせて351万7,759円の増額となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されております。

世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割、2割を

軽減しておりますが、この軽減を行うにあたっての世帯の判定所得は地方税法施行令で規定する金額と同額としております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行ったところであり、本町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

「2 改正内容」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

条例第26条第1項は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定しております。

1つ目は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準について、被保険者に乗ずる金額「29万5千円」を「30万5千円」に引き上げるもの、2つ目は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準について、被保険者に乗ずる金額「54万5千円」を「56万円」に引き上げるものであります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに伴う影響額についてであります。

資料1-1の裏面になりますが、「3 影響額」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

こちらも課税限度額の見直しに伴う影響額と同様に、令和7年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果を表に記載しております。

すべての影響額を合わせると、表の影響額（B-A）の下黒枠で囲っておりますとおり、92万3,890円が減額となる見込みであります。

なお、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ分と合わせた影響額は、資料の最下段に記載のとおり、467万9,312円となります。

ただし、これらの試算につきましては、令和5年中の所得等によるものでありますので、令和7年度の保険税は、令和6年中の所得等を用いて計算することとなりますので、実際の影響額は変わることをご理解いただきますようお願いいたします。

議案書5ページと資料1-2「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」の2ページをご覧ください。

新旧対照表の上から3行目、条例第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を「65万円」から「66万円」に改めるものであります。

第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「24万円」から「26万円」に改めるものであります。

3ページになります。

前のページから引き続く第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

第2号は、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を「29万5千円」から「30万5千円」に、第3号は、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に改めるものであります。

議案書5ページになります。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を規定しております。

本条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による、とするものであります。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

（斉藤会長）

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

（質疑なし）

（斉藤会長）

諮問のありました課税限度額の見直しと軽減判定所得基準の見直しはいずれも地方税法施行令の改正に伴うものであり、これにならって町の条例を改正しようとするものであります。

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

（異議なし）

（斉藤会長）

それでは、議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

（事務局より答申案配布）

（斉藤会長）

ただいま、答申案をお手元に配布いたしました。このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了いたしました。そのほか、事務局から何かありますか。

（佐々木課長）

皆様の委員の任期は今年の6月末までになっておりますので、何もないければ、今回が現任期中最後の協議会になろうかと思いますが、急遽、会議を開催するということになりましたら、事務局から調整をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

（斉藤会長）

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。お疲れさまでした。